

障害者福祉システム等標準化検討会
合同WT（第2回）・ベンダ分科会（第2回）合同開催議事概要

日時：令和6年11月1日（金）9:35～10:45

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学大学院 人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長
出席	吉田 昌一	東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 課長代理
出席	中川 裕史	東京都福祉局心身障害者福祉センター調整課 課長代理
出席	内川 貴義	東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 課長代理
出席	森 健太朗	東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 課長代理
出席	西野 朋子	大阪府障がい者自立相談支援センター地域支援課 総括主査
欠席	早瀬 裕之	大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課 総括主査
欠席	北添 旭陽	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 主事
出席	嶋 亜希子	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 総括主査
欠席	倉知 利光	大阪府こころの健康総合センター総務課 総括主査
出席	山本 愛	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主任主事
出席	三津井 良季	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	大山 大輝	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	中野 龍	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	菊池 健太	葛飾区政策経営部情報システム課 主事
欠席	管野 恵	葛飾区政策経営部情報システム課 主事
出席	下田 佳奈	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	小谷中 俊作	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	石川 めぐみ	横浜市健康福祉局障害者更生相談所 係長
出席	正寿 弘	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 係長
出席	米山 のぞみ	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 係長
出席	吉田 裕光	横浜市健康福祉局こころの健康相談センター 係長
出席	伊藤 優花	坂井市健康福祉部社会福祉課 主事
代理	山形 亜紗美	坂井市健康福祉部社会福祉課 主事
出席	小藤 侑奈	坂井市健康福祉部社会福祉課 主事
出席	田口 郁士	豊能町生活福祉部福祉課 主事
出席	大谷 周右	島本町健康福祉部福祉推進課 係長
代理	畑 直人	忠岡町健康福祉部福祉課 主査
出席	牧 貴大	河南町健康福祉部高齢障がい福祉課 主査
出席	三浦 裕和	株式会社RKKCS 企画開発本部 副本部長
出席	中山 政隆	Gcomホールディングス株式会社 カスタマーサポート部 第2保守サポート課長

出席	星島 基宏	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席	関 和可奈	株式会社電算 ソリューション3部 主幹
出席	佐藤 亮介	株式会社アイネス 開発本部 WR開発部長
出席	大澤 巧	株式会社IJC システム事業本部 情報システム部 担当部長
出席	近藤 誠	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 主任
出席	福田 佳孝	富士通Japan株式会社 Public&Education事業本部 社会保障サービス事業部 シニアマネージャー

(オブザーバー)

欠席	千葉 大右	デジタル庁地方業務標準化 エキスパート
出席	池端 桃子	デジタル庁地方業務標準化 エキスパート
出席	米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	山田 貫才	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	中川 瑛	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
出席	青木 健一	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
欠席	高屋 史紘	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 主査
出席	澤田 晶	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 係員

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書 4.1 版案の検討
3. 地域生活支援事業の標準化の要否に関する検討
4. その他

【議事概要】

○後藤構成員

- ・資料3の11ページについて、令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応ということで「医療保険の被保険者証」の表記を「マイナ保険証等」に変更との説明があったが、この「マイナ保険証」は法令上に規定がされているのか。
- ⇒「マイナ保険証」は規定されておらず、法令上では「電子資格確認」という規定になっている。一方で「マイナ保険証」は事務連絡等において健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいうと定義している。（厚生労働省保険局）
- ⇒障害福祉サービス受給者証の注意事項欄における「マイナ保険証等」の表記については、持ち帰り厚生労働省の所管課にご指摘内容を確認させていただく。（事務局）（検討課題一覧No83）

○事務局

- ・上期に開催した第2回個別検討WTでの内容及び本日ご提示している資料4の内容をご確認いただき、改めてベンダ構成員、自治体構成員へ地域生活支援事業の標準化の要否についてのご意見を伺いたい。

⇒資料4で説明されたとおり、地域生活支援事業は制度的に自治体でそれぞれであり、標準化し統一するのは難しいと思われる。また、地域生活支援事業の一部の事業を標準化したとしても、そのほかの事業が独自施策システムとして残ってしまうということもあるため、標準化の対象とすべきではないと考える。（RKKCS構成員）

⇒地域生活支援事業は標準化に含めない方針に賛成である。理由としてはRKKCS構成員と同様である。一方で自治体の意見としては同一システム上で操作ができることを要望されていると認識しており、連携機能はすでに規定されているところであるが、疎結合により同一システムで運用できるようなシステム構成を検討中である。（Gcomホールディングス構成員）

⇒他ベンダの構成員と同様に、事務局のまとめていただいた内容のとおり、地域生活支援事業を標準化の対象とすべきではないと考える。弊社のシステムを利用いただいている自治体様においても制度内容や運用が様々であり標準化は困難であると思われる。（TKC構成員）

⇒地域生活支援事業は標準化の対象外ということで賛同しているが、1点意見をさせていただく。地域生活支援事業を標準化にしてほしいという自治体からの意見の多くは、障害者福祉システムと一体的に地域生活支援事業を操作したいというのが本質的な理由であると認識している。そのため弊社のシステムは疎結合という形でシステムを分離しており、相互のシステムをシームレスに使用できるように実装している。一方で連携要件の中で標準準拠システムと標準準拠システム外は連携インターフェースに即して連携しなければならないという規定があり、デジタル庁へ問い合わせたところ、経過措置にあたるとの回答であった。同一システムで一体的に管理するためには、連携要件に従ってデータ連携が必要となると、ファイル連携をすることとなり非効率な対応が必要となる。そのため、標準化業務のオールインワンシステムと同様に地域生活支援事業を一体的にシステム提供する場合はシステム内の独自の連携も可能となるような規定について考慮していただきたい。

（アイネス構成員）

⇒弊社も地域生活支援事業は標準化の対象に含めるべきではない方針に賛成である。アイネス構成員の発言でもあったように、弊社も疎結合により一体的にシステムを提供しているが、この実装方法が経過措置ではなく継続できるような規定としていただきたい。（IJC構成員）

⇒これまでの個別検討WTでも議論をさせていただいたが、業務の特性上、標準化が難しいということ、また、標準化対象とした場合に各ベンダは標準仕様にあわせて改修作業が新たに発生することから、事務局がまとめていただいたとおり、地域生活支援事業は標準化対象とすべきではないという意見に賛成である。（日本電気構成員）

⇒各ベンダ構成員からのご発言のとおりとなるが、地域生活支援事業は資料4のとおり5自治体だけでも業務要件、機能要件、帳票要件について多種多様であることから、標準化の対象とすべきではないという意見に同意する。一方で自治体の立場で考えると住民サービスといった観点から同一のシステムで運用したいといったニーズが非常に強い事業の位置づけと認識している。そういった中で各ベンダ構成員の意見を聞く限りでは、経過措置を利用したシステム提供をされていると認識しており、弊社も同様に経過措置を利用した提供を予定している。デジタル庁では標準化の範囲、

範囲外といったところで標準化の範囲に影響がないように整理をされてきたと認識しているが、地域生活支援事業の業務特性といった観点やシステム開発ベンダ、自治体、住民サービスのメリットといった観点から、今一度、再考をいただきたい。また、経過措置の内容が明確になっていない部分もあるため、あわせて検討をお願いしたい。（富士通Japan構成員）

⇒他のベンダ構成員と同様となるが、地域生活支援事業は標準化すべきでないと考えている。標準化の考え方と制度を照らし合わせた際に、制度上、システムを柔軟に対応する必要があるため標準化は難しいのではないかと考えている。（電算構成員）

⇒地域生活支援事業も標準化に含めてほしいという考えはあるが、各自治体の制度を確認させていたと多くの違いがあるため、標準化の対象にしないという意見に賛同する。一方で、やはり障害福祉サービスと連携しながら事務処理を進めているといった部分はあるため、同一システム内で作業ができる環境を整えていただきたい。（船橋市構成員）

⇒日常生活用具や他の地域生活支援事業では事業は同じでも、自治体によりそれぞれ大きな違いがあり、標準化に馴染みにくいことがわかった。一方で自治体としては各事業の事務を進める上で、使いやすいシステムを利用できるようにしてほしい。（葛飾区構成員）

⇒現行のシステムでは、障害福祉サービスと地域生活支援事業を同一システムで運用していることもあり、地域生活支援事業も標準化の範囲内に含めてほしいと考えていたところであるが、本日、説明いただいた内容から、標準化に含めるのは難しいと理解した。一方で障害福祉サービスと地域生活支援事業を別々に事務処理するのは、事務作業的にも支障があるため、地域生活支援事業と障害福祉サービスをシームレスに運用できるようなシステムを提供できるようにしてほしい。（横浜市構成員）

⇒制度自体が各市町村で異なるため標準化に含めることは難しいと理解している。一方で事務処理を行う現場としては標準準拠システムと一体的に運用できることが望ましいと考えているため、引き続き検討をいただきたい。（豊能町構成員）

⇒他の自治体構成員と同様の意見となる。地域生活支援事業も標準化の対象とするのは難しいと理解しているが、障害者福祉システムと一体的なシステムとして運用できることを望む。（坂井市構成員）

⇒ベンダ構成員、自治体構成員の意見では、地域生活支援事業の標準化の対象としたい理由は同一システム上で操作、利用ができることに集約されていると感じた。この場合、現時点では経過措置を利用することとなるが、経過措置であるためいつかは期限を迎えることが懸念材料となっていると認識おり、この経過措置の見直しを求める意見もあったため、デジタル庁よりご意見をいただきたい。（事務局）

⇒標準準拠システムの中で標準化対象外の事務についてもシステム操作ができることで利便性が高まるというご意見と承知した。経過措置については、標準化基本方針に記載をしているところであり、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一パッケージとして事業者が提供している場合、パッケージ提供事業者の責任において、連携を行うことを可能としており、期限については令和7年度末、令和8年度以降の移行状況を踏まえて関係者の皆様に迷惑とならないよう整理する予定としている。また、今回いただいた意見についてはデジタル庁内でも共有しどのような対応がよいのか引き続き検討する。今回の意見など具体的な内容については別途事務局より提供をいただきたい。（デジタル庁）（検討課題一覧No87）

○後藤構成員

- ・地域生活支援事業といった分野については各自治体で様々な事業があり事務運用も多くが異なるといった状況ではありつつも、自治体としては障害者福祉システムで一体的な利用をしたいといった要望、意見が多いと思われる。一方でシステムの標準化を検討する最初のところで、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」の中で「自治体行政の標準化・共通化」が謳われており、これを前提とすると各自治体の制度自体の考えも標準化するべきということがあったのではないかと思われる。各自治体がそれぞれの判断でサービスのメニューを広げ、場合によっては地域間競争の道具になっており、そのことについて是非を考えるべきではないかと思うところである。今回の資料4の内容については全体としては事務局にまとめていただいた内容に賛成ではあるが、もう少し踏み込み独自制度の在り方について自治体も考えるべきと思う。

以 上